

砂 川 市 訓 令 第 3 1 号

令和 8年 4月 1日

砂川市文書事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市文書事務取扱規程の一部を改正する訓令

砂川市文書事務取扱規程（令和6年訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「若しくは」を「又は」に、「参考」を「、参考」に改める。

第9条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「すべて」を「全て」に、「うえ」を「上、」に改める。

第10条中「手続き」を「手続」に改める。

第11条中「まって」を「待って」に改める。

第17条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項ただし書中「この」を「、この」に改める。

第18条中「総務課長」を「文書主管課長」に改める。

第19条第9号中「そえる」を「添える」に改める。

第20条第1項中「総務課長」を「文書主管課長」に、「、告示及び指令」を「及び告示」に改め、「その番号」の次に「（暦年ごとの一連番号によるもの）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 主管課長は、指令について令達番号簿を備え、番号（年度ごとの一連番号によるもの）、年月日及び件名を付し処理する。

第24条第2項中「文書番号」を「、文書番号」に、「とする」を「を記載する」に改める。

第25条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第26条第1項第3号中「うえ」を「上」に改める。

第27条第2項中「その年」を「その年度」に改める。

第28条第1項中「ファイル基準表」の次に「（文書の保存期間、分類等を記載した基準表をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「更生」を「更正」に改める。

第30条第1項中「を閲覧」を「の閲覧」に、「借覧」を「借覧を」に改め、同条第3項中「特に」を「、特に」に、「借覧し」を「借覧」に、「拒否し、又は」を「拒否すること又は」に、「に供し、」を「に供している」に、「借覧中の」を「借覧のため貸し出している」に改める。

第34条第1項中「第31条から第33条まで」を「前3条」に改める。

第36条第1項、第2項及び第4項中「うえ」を「上、」に改め、同条第5項中「第1項」を「主管課長は、第1項」に、「廃棄し、又は」を「破棄したときは廃棄年月日を、」に、「、文書管理システムに廃棄年月日若しくは延期した保存期間を」を「延期した保存期間を文書管理システムに」に改める。

第37条中「消去等」を「消去等により」に、「の適切な方法で」を「により、それぞれ適切な方法を用いて」に改める。

別表（第24条関係）を次のように改める。

別表（第24条関係）

部課係名			記号
総務部	総務課	庶務係	庶務
		職員係	職員
		法制係	法制
		契約管財係	契管
	市長公室課	広報広聴係	広報広聴
		秘書係	秘書
		協働推進係	協働
		防災対策係	防災
	政策調整課	企画調整係	企画
		財政係	財政
	D X 推進課	情報推進係	情報
市民部	市民生活課	戸籍年金係	戸籍年金
		保険係	保険
		生活交通係	生活交通
		環境衛生係	環境
	税務課	市民税係	市税
		資産税係	資税
		納税係	納税
保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係	社福
		保護係	保護
	子育て支援課	子育て支援係	子育
		子育て支援センター	子支
		子ども保育係	子保
		ひまわり保育園	ひ保
		さくら保育園	さ保
		空知太保育所	空保
	子ども家庭センター	相談係	子相
		母子保健係	子母
	介護福祉課	介護保険係	介護
		介護認定係	介認

		高齢者支援係	高支
	ふれあいセンター	管理係	ふれあい
		保健予防係	保健
		健康増進係	健康
	子ども通園センター	管理係	子通
経済部	商工労働観光課	商工振興係	商工
		観光係	観光
		企業労政係	企業労政
	農政課	農政係	農政
		地籍係	地籍
建設部	土木課	管理係	土管
		土木係	土木
		維持係	維持
	都市計画課	管理係	都管
		下水道係	下水道
		都市計画係	都市
	建築住宅課	住宅係	住宅
		住生活支援係	住支
		建築係	建築
		建築指導係	建指
	会計課	会計係	会計

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。